

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

第5期 日野町障がい福祉計画

（第1期日野町障がい児福祉計画）

平成30年3月

滋賀県日野町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	3
1. 障がい者手帳所持者数の推移	3
第3章 計画の基本目標	4
1. 基本理念	4
2. 基本的視点	4
〔1〕 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重	4
〔2〕 安心して暮らすことのできるサービス・支援の充実	4
〔3〕 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備	4
〔4〕 計画や事業の見直しによる計画的な整備推進	5
〔5〕 障がい児の健やかな育成のための発達支援	5
3. 平成32年度の目標の設定	5
〔1〕 施設入所者の地域生活への移行	5
〔2〕 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
〔3〕 地域生活支援拠点等の整備	7
〔4〕 福祉施設利用から一般就労への移行	7
〔5〕 障がい児支援の提供体制の整備	9
第4章 障がい福祉サービス等の整備目標	10
1. 障がい福祉サービスの体系	10
2. 障がい福祉サービスの利用見込みと確保方策	12
〔1〕 自立支援給付	12
(1) 訪問系サービス	12
(2) 日中活動系サービス	13
(3) 居住系サービス	21
(4) 相談支援	23
〔2〕 障がい児支援	25
(1) 障がい児通所支援	25
(2) 障がい児相談支援	28

〔3〕 地域生活支援事業	29
(1) 理解促進・啓発事業	29
(2) 自発的活動支援事業	29
(3) 相談支援事業	30
(4) 成年後見制度利用支援事業	31
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	31
(6) 意思疎通支援事業	32
(7) 日常生活用具給付等事業	33
(8) 手話奉仕員養成研修事業	34
(9) 移動支援事業	35
(10) 地域活動支援センター	36
(11) その他の事業	37
第5章 サービスの円滑な提供のための取り組み	39
1. 相談支援ネットワークの推進	39
2. ケアマネジメントの仕組みづくり	39
〔1〕 相談支援体制の充実	39
〔2〕 ケアマネジメント従事者の確保・育成	39
〔3〕 関係機関・団体が連携したケア機能の強化	39
3. サービスの質向上に向けた取り組み	39
〔1〕 サービス提供事業者に対する指導・監督	39
〔2〕 サービス管理責任者の資質の向上	40
〔3〕 障害支援区分に関する認定審査の質の確保	40
〔4〕 適切なサービス利用計画の作成	40
〔5〕 福祉サービスに対する評価の実施への働きかけ	40
4. 利用者の権利擁護	40
〔1〕 福祉サービス利用者の苦情解決のための対応の周知	40
〔2〕 福祉サービスの利用支援の推進	40
〔3〕 障がいのある人に対する虐待等の防止に向けた取り組み	41
第6章 計画の推進体制	42
1. 進行管理体制の確立	42
2. 計画の点検・評価の方策	42
3. 近隣市町等と連携した取り組みの推進	42

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

障がい福祉サービスは、平成15年4月の支援費制度導入により、措置制度から契約制度へと大きく変化しました。平成18年10月には「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別に関わらず、障がい福祉サービスを一元化した制度となりました。

その後、平成25年に「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。「障害者総合支援法」では、障がいのある人が日常生活または社会生活を営むための支援において、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることが基本理念として掲げられました。

また、平成23年に「障害者基本法」が改正、平成24年に「児童福祉法」が改正、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と「成年後見制度の促進に関する法律」の施行、さらに同年、「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきています。

しかし、障がいのある人が地域で安心して自分らしく生活していくには、まだ多くの課題があり、サービス提供体制の充実や障がい者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、障がいのある人に対する総合的な取り組みが一層求められています。

日野町では、障がい者施策を取り巻く背景を踏まえ、障がいのある人の地域における本人主体の自立生活、社会生活の実現に向け、これまでの歩みに沿った今後の方向性を示すことが必要であり、施策の一層の推進を図るため「第5期日野町障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、長期計画である「第2期日野町障がい者計画」と連携して障がい者施策をより一層推進します。

2. 計画の性格

本計画は「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」および「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「第2期日野町障がい者計画」（平成30年3月策定）を上位計画とし、その取り組みの方向性のひとつである「安心した暮らしを支える福祉の仕組みづくり」を実現するため、障がいのある人の地域移行や一般就労への移行についての数値目標や「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスについて、必要量および必要量確保のための方策を定める具体的な実施計画です。

また、本計画は「日野町地域福祉・健康づくり・食育計画」、「日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「日野町子ども・子育て支援事業計画」など関連計画とも連携し推進します。

【障がい福祉計画（障がい児福祉計画）と障がい者計画との関係】

第2期障がい者計画

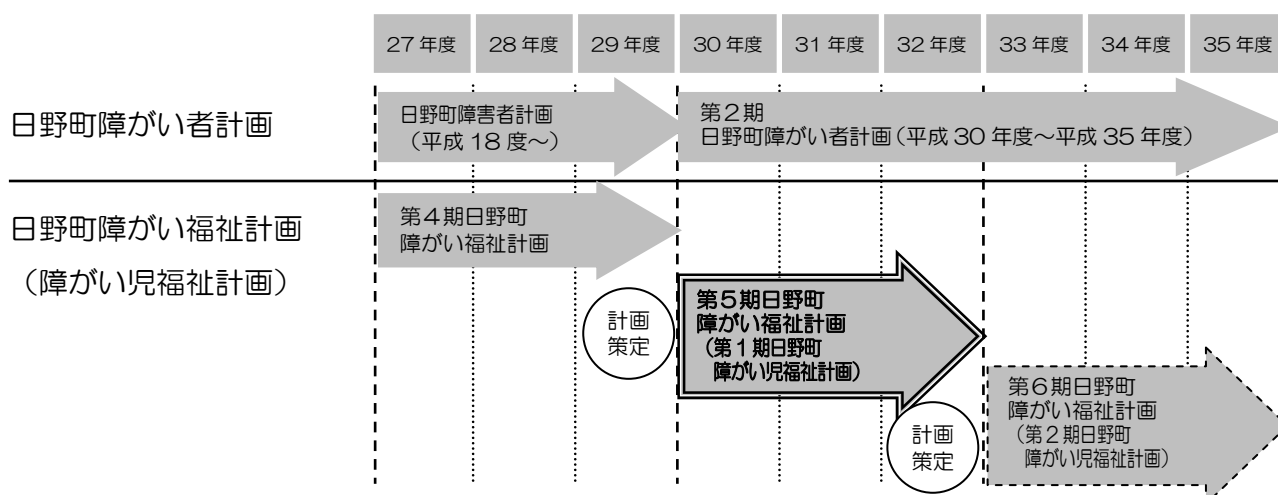
- 障害者基本法第11条第3項に基づく、「市町村障害者計画」として、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、ユニバーサルデザイン・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）

- 障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、2計画を一体の計画として策定。障がい福祉サービスおよび障がい児福祉サービス等の確保に関する実施計画。
- 計画期間：3年を1期とし、第5期計画は平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間（障害児福祉計画は第1期）
- 各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、および確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3. 計画の期間

本計画は、国および滋賀県の指針に基づき、平成32年度末における目標値を設定し、第4期（平成27年度から平成29年度まで）におけるサービス見込み量等を見直し、平成30年度から32年度までの期間についてのサービス見込み量等を定めます。



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障がい者手帳所持者数の推移

日野町の平成30年2月末における障がい者手帳所持者数は1,311人で平成27年3月末と比較し44人減少しています。これは身体障害者手帳所持者が62人減ったためで、療育手帳所持者は20人の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は2人の減少となっています。

平成30年2月末における障がい者手帳の種別ごとの所持者数は、身体障害者手帳が906人で全体の69.1%、療育手帳保有者が264人で20.1%、精神障害者保健福祉手帳が141人で10.7%となっており、障がい者手帳所持者全体の約7割が身体障害者手帳所持者の方です。

日野町の障がい者手帳所持者数

(単位：人)

手帳の種類・程度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減数
				平成29年度－平成27年度
身体障害者手帳	968	947	906	▲62
1級	247	239	221	▲26
2級	121	109	111	▲10
3級	150	142	139	▲11
4級	293	292	276	▲17
5級	110	119	112	2
6級	47	46	47	0
療育手帳	244	247	264	20
A	83	85	84	1
B	161	162	180	19
精神障害者保健福祉手帳	143	146	141	▲2
1級	11	12	13	2
2級	92	91	89	▲3
3級	40	43	39	▲1
合計	1,355	1,340	1,311	▲44

※平成27・28年度は各年度末手帳所持者数。平成29年度は平成30年2月末の手帳所持者数

第3章 計画の基本目標

1. 基本理念

「日野町障がい者計画」の基本理念は「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を基調に、人権尊重に根ざした施策の推進により、障がいのある人が社会から排除されることなく、地域で自立した生活を送り、障がいのない人と共に生きる社会の実現です。本計画においても、上位計画である「日野町障がい者計画」の基本理念を継承することとします。

2. 基本的視点

「日野町障がい者計画」の基本理念のもと、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。

〔1〕 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がいの種別や程度に関係なく、障がいのある人が自らの意思で選択し、必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤の整備・充実を推進し、サービスに関する情報の提供とともに相談支援の充実を図ります。

〔2〕 安心して暮らすことのできるサービス・支援の充実

障がい種別ごとに分かれていた障がい福祉サービスの一元化を一層推進し、身体障がい、知的障がい、精神障がいに、難病患者の人、発達障がいの人を加え、制度の谷間を無くし、サービス・支援の充実や利用の促進を図ります。

また、障がいのある人等が身近な地域において障がい福祉サービスを受けることができ、生涯を通じて安心して暮らすことができるように、町がサービスの実施主体として、地域生活支援事業を含めたサービスの充実を図ります。

〔3〕 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の整備・充実を図ります。

また、障がいのある方の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、地域におけるサービス拠点づくり、地域ボランティア等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

〔4〕計画や事業の見直しによる計画的な整備推進

障がい福祉計画に基づくサービス基盤の整備の状況について、定期的な調査、分析、必要に応じて、計画や事業の見直しを行うことにより、計画的な整備の推進を図ります。

また、障がい者自立支援協議会による取り組みを一層拡充し、障がい福祉サービスに関する課題の解決に向けた総合的な取り組みを推進します。

〔5〕障がい児の健やかな育成のための発達支援【新規】

障がいの早期対応や教育との連携を果たす上で障がい児福祉サービスは重要な位置づけになっていることを鑑み、障がい児の就学前から就学後、卒業後の進路まで一貫した切れ目のない総合的な取り組みを推進します。

3. 平成32年度の目標の設定

「日野町障がい者計画」の基本理念のもと、障がいのある人が自分らしく生きることができ、まちづくりを推進することが必要です。

就労をはじめ、様々な社会活動を通じ、自分らしく生きていくことは、障がいの有無に関わらず、地域に暮らしている人びとにとっては当たり前のことです。しかし、現実には障がいのある人は、様々な制約により自分らしく生きることが困難な状況にあります。

このような現状認識のもと、本計画では、共生社会の実現に向け、国および滋賀県の指針を踏まえ、町の実情を勘案し、平成32年度における次の数値目標を設定します。

これらの目標達成に向け、「日野町障がい者計画」と連携し、必要なサービス提供基盤の整備および障がい福祉サービスや制度の円滑な実施に取り組みます。

〔1〕施設入所者の地域生活への移行

■数値目標

平成29年末時点において、障がい者の福祉施設に入所している人は16人です。

施設入所者の地域移行を促進するためには、地域での受け皿が必要ですが、現在、在宅生活をされている方についても、介護者の高齢化等によってホームヘルプやグループホームの需要が高まってくるため、平成32年度末の数値目標は現状維持としました。

現在、日野町から県外施設を利用されている方はおられないことから、引き続き、地域での居住の場の整備・充実を図るとともに、自立訓練事業等を推進し、施設入所・入院から地域生活への移行を促進していきます。

項目	数値	備考
平成29年度末の施設入所者数	16人	平成30年3月31日時点の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数【目標値】	16人	平成33年3月31日時点の施設入所者数 ※ 新規入所も含んで現状維持としています。
地域生活移行者数【目標値】	1人	地域での居住の場の整備・充実を図ります。

■目標達成に向けた重点的な取り組み

(1) 障がいのある人に対する地域住民の理解促進

障がいのある人の地域への移行を円滑に進めるにあたり、地域住民の障がいのある方に対する理解を深めるため、広報・啓発をはじめ、障がいのある方と地域住民との交流、学校教育や生涯学習での福祉教育、地域の祭りやイベントでの協働した取り組み等を推進します。

(2) 自立と社会参加を促進するサービスの整備・充実

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、障がい福祉サービス等および日野町が実施主体となる地域生活支援事業の提供体制の計画的な整備を図ります。

また、保健・医療・福祉の連携のもと、障がいの状況に応じ、円滑にかつ多様で質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。

(3) 精神障がいのある人の地域移行への支援と自立促進のためのサービスの整備・充実

精神障がいのある人に対する福祉サービスの提供体制については、医療機関とも連携した地域ケアの体制づくりを図り、精神障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができる環境整備を推進します。

〔2〕精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

■数値目標

国が示した基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標として、平成32年度末までに市町村又は圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

東近江圏域では、精神障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、月1

回、圏域のサービス調整会議で、長期入院患者の退院に向けての支援や退院後の地域・社会生活の支援等を検討しています。また、医療機関と地域支援者の連携がスムーズに行くよう研修等を実施しています。

項目	目標	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場	充実	協議の場や研修等を通じて、支援者間の連携を図ります。

〔3〕地域生活支援拠点等の整備

■数値目標

地域生活支援拠点等の整備とは、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することで、国の指針では、平成32年度末までに各市町（または圏域）に少なくとも1か所整備することが成果目標として設定されています。

現在、日野町に障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った「地域生活支援拠点」はありませんが、社会福祉法人わたむきの里福祉会の機能充実を図る中で、平成32年度末までに町内に1箇所整備することを目標とします。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の数【目標値】	1箇所	町内で障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等の数

〔4〕福祉施設利用から一般就労への移行

■数値目標

平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数は2人でした。平成32年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人および就労移行事業の利用者数も2人を目標とします。

障がいのある人の就労の場の確保や就労後の職場定着に向けた支援のため、関係機関と連携した総合的な就労支援対策を推進するとともに、就労移行支援事業等への利用を促進することにより、福祉施設を利用する障がいのある人が一般就労できるよう支援します。

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
平成28年度の就労移行支援事業利用者数	9人	平成28年度に就労移行支援事業を利用した人の数
平成32年度の一般就労移行者数【目標値】	2人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
平成32年度の就労移行支援事業利用者数【目標値】	2人	平成32年度に就労移行支援事業を利用する人の数
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	変動	国の基準は意識するが、事業所数が限られているため数値化はしない
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割以上	就労移行支援の利用者変動はあるが、就労定着支援を行った場合、8割以上を目標とする

■目標達成に向けた重点的な取り組み

(1) 障がいのある人の雇用に対する理解促進

障がいのある人が能力と個性を最大限に発揮し、就労を通じて社会参加することができるよう、福祉・労働・教育などが連携し、障がいのある人の就労支援に重点的に取り組みます。

また、関係機関と連携し、町内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がいのある人の働く場の創出につながるよう引き続き取り組みます。

(2) 障がいのある人の就労支援の仕組みづくり

障がいのある人が就労により地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の適性や能力を考慮した就労訓練を行うとともに、トライアル雇用やジョブコーチなどによる多様な就労の場や機会づくりが重要です。ハローワーク、働き・暮らし応援センター、関係機関・企業との連携により、雇用につなげていく就労支援体制づくりを推進します。

(3) 行政における障がいのある人に対する就労支援の取り組み

日野町において、住宅・教育・労働など各分野の連携のもと、既存資源の活用をはじめ政策の創意工夫や改善を推進し、障がいのある人の雇用・就労機会の創出を図ります。

〔5〕 障がい児支援の提供体制の整備

■数値目標

障がい児支援の提供体制の整備等については、既存の関係機関の連携により対応することとし、児童一人ひとりの将来を見据えた支援体制を構築します。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	—	センターを設置するのではなく、既存の関係機関が連携することで対応します。
保育所等訪問支援	1か所	平成29年度から実施しています。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	—	既存の児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所で重症心身障がい児を受け入れることで対応します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	既存の会議の中で実際に行っている支援を共有することで対応します。

第4章 障がい福祉サービス等の整備目標

1. 障がい福祉サービスの体系

障がい福祉サービスの体系は、平成18年10月から障害者自立支援法に基づき共通の制度の下で一元的に提供される仕組みとなり、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、障がいのある人の能力や適性に応じ個別の支援が行われるよう再編されています。

障害者総合支援法では、基本的なサービスの種類が規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されています。

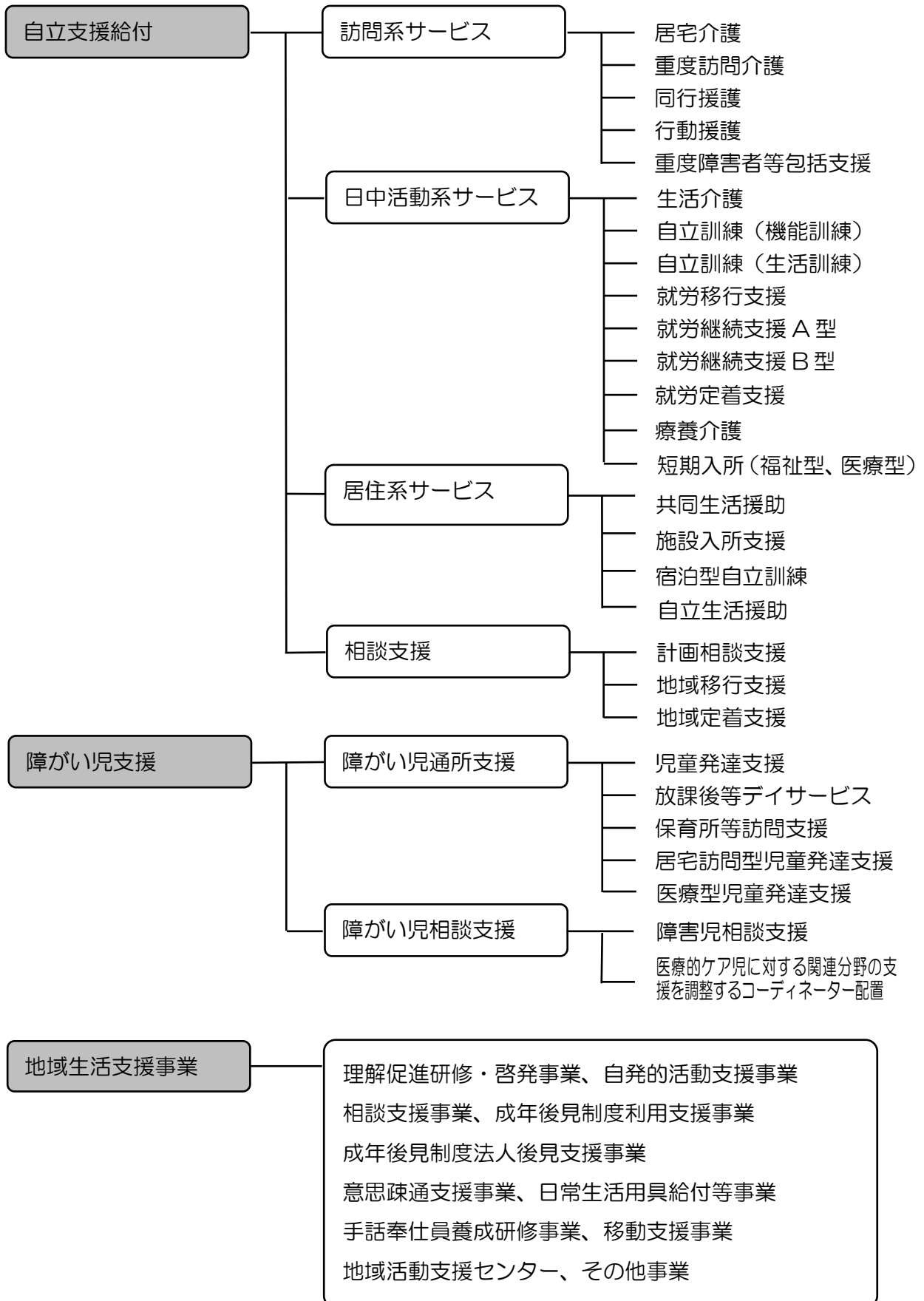
「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分けられます。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

町の必須事業は、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」となっており、それ以外の地域生活支援事業は任意事業となっています。

第4期日野町障がい福祉計画の実績を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間で第5期日野町障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）の計画期間として各年度における障がい児支援を含む障がい福祉サービスの見込量を設定します。

障がい福祉サービスの体系



2. 障がい福祉サービスの利用見込みと確保方策

〔1〕 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由もしくは重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する人が対象となります。

自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が対象となります。外出時において同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある障がいのある人で常時介護を要する人が対象となります。

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要なサービスを提供します。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
①居宅介護 ②重度訪問介護	利用者数 (人/月)	計画値	50	52	55
		実績値	56	59	60
		達成率	112%	113%	109%
③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等 包括支援	サービス量 (時間/月)	計画値	870	1,145	1,185
		実績値	512	614	924
		達成率	59%	54%	78%

※①～⑤を重複して利用されていることが多いため、利用者数については①居宅介護の人数を採用した。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
①居宅介護	利用者数 (人/月)	計画値	65	70	75
②重度訪問介護					
③同行援護	サービス量 (時間/月)	計画値	1,200	1,250	1,300
④行動援護					
⑤重度障害者等 包括支援					

【整備方策】

○ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を奨励し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。

事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	41	44	47
		実績値	43	45	42
		達成率	105%	102%	89%
	サービス量 (人日/月)	計画値	861	924	987
		実績値	859	888	839
		達成率	99%	96%	85%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	46	46	47
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,032	1,032	1,053

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0%	0%	0%
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22
		実績値	0	0	0
		達成率	0%	0%	0%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
	サービス量 (人日/月)	計画値	45	45	45

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

○事業者の参入移行を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	6	6	7
		実績値	5	3	2
		達成率	83%	50%	29%
	サービス量 (人日/月)	計画値	126	126	147
		実績値	62	14	8
		達成率	49%	11%	5%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

○事業者の参入移行を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

④就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。

定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	3	8	13
		実績値	8	7	4
		達成率	267%	88%	31%
	サービス量 (人日/月)	計画値	66	168	273
		実績値	124	115	81
		達成率	188%	68%	30%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
	サービス量 (人日/月)	計画値	40	40	40

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

○事業者の参入移行を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

⑤就労継続支援（A型）

一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。

一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	3
		達成率	100%	100%	300%
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22
		実績値	12	20	67
		達成率	55%	91%	305%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
	サービス量 (人日/月)	計画値	67	67	67

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

○事業者の参入移行を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

⑥就労継続支援（B型）

企業等や就労継続支援（雇成型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（雇成型）の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。

雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績出

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	計画値	90	95	100
		実績値	83	84	89
		達成率	92%	88%	89%
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,800	1,900	2,000
		実績値	1,389	1,422	1,555
		達成率	77%	75%	78%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	計画値	90	90	90
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,800	1,800	1,800

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

○事業者の参入移行を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

⑦就労定着支援【新規サービス】

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方が対象になります。

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

⑧療養介護

医療を要する障がいのある人で常時介護を要する方が対象となります。

主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	利用者数 (人/月)	計画値	8	8	8
		実績値	8	8	7
		達成率	100%	100%	88%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用者数 (人/月)	計画値	7	7	7

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

◎短期入所サービス（福祉型）

介護者が病気などの理由により、障がい者支援施設等（福祉型）や、病院・診療所・介護老人保健施設（医療型）へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、見守りなどのサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所サービス （福祉型）	利用者数 （人/月）	計画値	11	14	18
		実績値	9	6	6
		達成率	82%	43%	33%
	サービス量 （人日/月）	計画値	66	84	108
		実績値	56	46	56
		達成率	85%	55%	52%
短期入所サービス （医療型）	利用者数 （人/月）	計画値	—	—	—
		実績値	—	1	2
		達成率	—	—	—
	サービス量 （人日/月）	計画値	—	—	—
		実績値	—	4	5
		達成率	—	—	—

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所サービス （福祉型）	利用者数 （人/月）	計画値	12	12	12
	サービス量 （人日/月）	計画値	68	68	68
短期入所サービス （医療型）	利用者数 （人/月）	計画値	1	1	1
	サービス量 （人日/月）	計画値	2	4	4

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助

障害のある人等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	利用者数 (人/月)	計画値	23	29	37
		実績値	24	31	35
		達成率	104%	107%	95%
	サービス量 (人日/月)	計画値	—	—	—
		実績値	610	718	819
		達成率	—	—	—

※利用者数には町外のグループホーム利用者数も含む。

※平成29年度は10月末の定員数

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	定員数 (人)	計画値	19	24	31
		実績値	20	25	29
		達成率	105%	104%	94%

※共同生活援助の数値は各年度末の定員数を採用、町内のグループホームのみの数値を計上。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	利用者数 (人/月)	計画値	36	36	40
	定員数 (人)	計画値	29	29	35

【整備方策】

- 利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。
- グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。
- 重度の障がいがある人に対応したグループホームの整備に向けて、整備・運営において関係機関と協力して取り組みを進めます。
- 精神障がいがある人のグループホームの整備等について、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。

○職員に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

②施設入所支援

生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	20	20	20
		実績値	19	18	16
		達成率	95%	90%	80%
	サービス量 (人日/月)	計画値	—	—	—
		実績値	566	534	475
		達成率	—	—	—

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	16	16	16

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

③自立生活援助【新規サービス】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する方等を対象としたサービスです。

本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の確保を図ります。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障がいのある人の心身の状況や生活環境等を考慮し、サービス等利用計画作成案を作成し、支給決定後に、支給決定内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うサービス利用支援や、サービス等利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果により見直しを行い、利用計画の変更等を行う継続サービス提供を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用者数 (人)	計画値	190	200	210
		実績値	167	178	184
		達成率	88%	89%	88%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数 (人)	計画値	190	200	210

②地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入院等をしている方に対し、生活の場の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための同行支援等、地域生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2
		実績値	0	0	0
		達成率	0%	0%	0%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

③地域定着支援

居家で一人暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2
		実績値	0	0	0
		達成率	0%	0%	0%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2

【整備方策】

○サービス提供体制の拡大と質の確保を保ちつつ、適正な利用計画の作成について相談支援事業者等との連携を図ります。

○相談支援専門員の専門性の強化とケアマネジメント力の向上のための関係機関との連携を図ります。

〔2〕 障がい児支援

（1）障がい児通所支援

①児童発達支援

障がい児通所施設等への通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	25	25	25
		実績値	25	25	25
		達成率	100%	100%	100%
	サービス量 (人日/月)	計画値	85	85	85
		実績値	81	74	81
		達成率	96%	87%	95%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	25	26	26
	サービス量 (人日/月)	計画値	83	85	86

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等 デイサービス	利用者数 (人/月)	計画値	1	2	3
		実績値	1	1	14
		達成率	100%	50%	467%
	サービス量 (人日/月)	計画値	8	16	24
		実績値	6	14	162
		達成率	75%	88%	675%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	利用者数 (人/月)	計画値	21	25	40
	サービス量 (人日/月)	計画値	243	303	486

③保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	1
		達成率	0%	0%	50%
	サービス量 (人日/月)	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	2
		達成率	0%	0%	100%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
	サービス量 (人日/月)	計画値	4	4	4

④居宅訪問型児童発達支援【新規サービス】

重度の障がい等の状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	0	0	2

⑤医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援・治療を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	3
		実績値	1	1	1
		達成率	50%	50%	33%
	サービス量 (人日/月)	計画値	20	20	20
		実績値	5	6	5
		達成率	25%	30%	25%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	5	5	6

【整備方策】

○利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。

(2) 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するにあたって、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援等開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児 相談支援	利用者数 (人)	計画値	30	30	30
		実績値	38	40	50
		達成率	127%	133%	167%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児 相談支援	利用者数 (人)	計画値	55	55	60

【整備方策】

- サービス提供体制の拡大と質の確保を保ちつつ、適正な利用計画の作成について相談支援事業者等との連携を図ります。
- 相談支援専門員の専門性の強化とケアマネジメント力の向上のための関係機関との連携を図ります。

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置【新規サービス】

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることが出来るよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためにコーディネーターを設置します。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター配置	配置人数	計画値	0	0	1

〔3〕 地域生活支援事業

(1) 理解促進・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいや障がいのある人等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進・啓発 事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進・啓発 事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値			

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値			

(3) 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は見込値

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談 支援事業	箇所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		達成率	100%	100%	100%
相談支援機能 強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談 支援事業	箇所数	計画値	3	4	4
相談支援機能 強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無

【整備方策】

○地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する東近江圏域障害児（者）サービス調整会議、日野町地域生活支援ネットワーク会議を充実し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域関係機関の連携等をさらに推進します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績 ※平成29年度は10月までの実績から算出

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	計画値	1	2	2
		実績値	1	2	0
		達成率	100%	100%	0%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	計画値	3	3	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績 ※平成29年度は10月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	無	無

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	計画値	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は見込値

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用者数 (人/月)	計画値	8	9	9
		実績値	6	5	7
		達成率	75%	56%	78%
手話通訳者設置 事業	設置者数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		達成率	100%	100%	100%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用者数 (人/月)	計画値	9	9	9
手話通訳者設置 事業	設置者数 (人)	計画値	1	1	1

【整備方策】

○利用者のニーズを把握し手話通訳者・要約筆記者の派遣等を継続して実施します。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等の日常生活上の困難を改善、自立を支援し、社会参加の促進を図るための日常生活用具の給付事業を行います。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は見込値

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練 支援用具	給付件数 (件)	計画値	8	10	10
		実績値	3	5	1
		達成率	38%	50%	10%
自立生活 支援用具	給付件数 (件)	計画値	9	10	10
		実績値	2	5	1
		達成率	22%	50%	10%
在宅療養等 支援用具	給付件数 (件)	計画値	4	7	7
		実績値	2	3	4
		達成率	50%	43%	57%
情報・意思疎通 支援用具	給付件数 (件)	計画値	5	5	5
		実績値	2	2	0
		達成率	40%	40%	0%
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	計画値	840	840	840
		実績値	641	636	618
		達成率	76%	76%	74%
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	給付件数 (件)	計画値	1	1	1
		実績値	0	3	1
		達成率	0%	300%	100%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練 支援用具	給付件数 (件)	計画値	5	8	8
自立生活 支援用具	給付件数 (件)	計画値	5	8	8
在宅療養等 支援用具	給付件数 (件)	計画値	6	8	8

			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
情報・意思疎通 支援用具	給付件数 (件)	計画値	4	5	5
排泄管理 支援用具	給付件数 (件)	計画値	840	840	840
居宅生活動作補助用 具(住宅改修費)	給付件数 (件)	計画値	2	2	2

【整備方策】

○給付する用具は、国の基準に則して決定するものとし、単価は現行金額に準じ、必要に応じ実態に合わせて見直します。

○利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入促進を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活・社会生活のため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した人を養成する研修事業を実施します。

第4期(平成27年度～平成29年度)実績

※平成29年度は見込値

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 修了者数 (人/年)	計画値	5	5	5
		実績値	4	5	3
		達成率	80%	100%	60%

第5期(平成30年度～平成32年度)見込

			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 修了者数 (人/年)	計画値	5	5	5

【整備方策】

○利用者のニーズを把握するなかで、有効な研修となるように検討し取り組みを進めます。

(9) 移動支援事業

障がいのある人等の地域での自立生活・社会参加を促すこと等を目的とし、社会生活上不可欠な外出・余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は11月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	18	20	22
		実績値	17	13	15
		達成率	94%	65%	68%
	利用時間数 (時間/年)	計画値	200	225	250
		実績値	197	164	176
		達成率	99%	73%	70%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画値	20	20	20
	利用時間数 (時間/年)	計画値	200	200	200

【整備方策】

- 単価は現行金額に準じ、必要に応じ実態に合わせて見直します。
- 利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供等により、障がいのある人等の地域生活を支援する取り組みを進めます。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は11月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援 センター	箇所数 (箇所)	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	2
		達成率	67%	67%	67%

第5期平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援 センター	箇所数 (箇所)	計画値	2	2	2

【整備方策】

○単価は現行金額に準じ、必要に応じ実態に合わせて見直します。

○利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入促進を図ります。

(11) その他の事業

①訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し移動入浴車による入浴の機会を提供する事業です。

②日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労を応援したり、障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的に休息したりできるよう、日中における活動の場を確保する事業です。

第4期（平成27年度～平成29年度）実績

※平成29年度は11月までの実績

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴 サービス事業	利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2
		実績値	2	3	3
		達成率	100%	150%	150%
日中一時 支援事業	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
		実績値	1	0	0
		達成率	33%	0%	0%

第5期（平成30年度～平成32年度）見込

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴 サービス事業	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
日中一時 支援事業	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3

【整備方策】

○利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

③巡回支援専門員整備

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援などとの連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込：随時

④レクリエーション活動等支援

障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種支援を行います。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込：随時

⑤点字・声の広報等発行

視覚障がいのある方へ、点訳、音声訳等により、町の広報などの必要度が高い情報を提供します。

第5期（平成30年度～平成32年度）見込：随時

第5章 サービスの円滑な提供のための取り組み

1. 相談支援ネットワークの推進

地域における相談支援のネットワークの核として「東近江圏域障害児（者）サービス調整会議」および「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の充実を図り、障がい福祉サービス提供事業所をはじめ、教育、労働、保健・医療、ボランティア団体、権利擁護機関など多様な社会資源のネットワーク化を図り、それぞれの専門的な立場から障がいのある人の生活全般を支援できる体制づくりを推進します。

また、障がいのある人の視点に立った相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、また新たな社会資源の開発や障がい者施策への反映等の取り組みを推進します。

2. ケアマネジメントの仕組みづくり

〔1〕相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族の様々な相談、ニーズに一元的、迅速に対応するため、相談窓口の充実を図ります。

また、複合的なニーズが発生した場合にも対応できるよう相談支援・ケア体制の充実に取り組みます。

〔2〕ケアマネジメント従事者の確保・育成

障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、ケアマネジメントに従事する人材の確保・育成を図ります。

〔3〕関係機関・団体が連携したケア機能の強化

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談ができるよう、地域の関係団体・機関が連携した相談支援およびケア機能の強化を図ります。

3. サービスの質向上に向けた取り組み

〔1〕サービス提供事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対しては、町に指定・指導権限があることから、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう調査や監査など

を必要に応じ実施し、サービスの質の向上を図ります。

〔2〕 サービス管理責任者の資質の向上

障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業者（サービス管理責任者）は、滋賀県が実施する養成研修を受講していただく必要があります。

〔3〕 障害支援区分に関する認定審査の質の確保

障害支援区分認定の適正な実施のため、認定調査の際に対象者の普段の状態を把握している家族などから聞き取りを十分行い、認定審査会の会議で正確な情報提供に努めます。

〔4〕 適切なサービス利用計画の作成

障がいのある人一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

〔5〕 福祉サービスに対する評価の実施への働きかけ

障がい福祉サービス提供事業者にサービス自己評価の実施を働きかけることにより、自ら提供するサービスの質を高め、障がいのある人に良質かつ適正なサービスを提供し、また利用者が適切にサービスを選択できるよう取り組みます。

4. 利用者の権利擁護

〔1〕 福祉サービス利用者の苦情解決のための対応の周知

福祉サービスの利用に際して、障がいのある人が不利益な扱いを受けた場合の苦情相談の仕組みを整備し、安心してサービスが利用できるよう努めます。

〔2〕 福祉サービスの利用支援の推進

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知を図り、判断能力に不安のある知的障がいのある人や精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないように支援します。

〔3〕 障がいのある人に対する虐待等の防止に向けた取り組み

障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、障がいのある人に対する暴力や虐待行為を予防するため、引き続き人権尊重の視点に立って啓発を推進するとともに、地域自立支援協議会など地域の関係者のネットワークを通じて、障がいのある人への虐待の早期発見・早期対策のための知識の普及・啓発、地域での相談支援体制の整備を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 進行管理体制の確立

本計画は、上位計画である日野町障がい者計画と一体的に推進し、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行う場を設け、本計画の円滑な推進に努めます。

2. 計画の点検・評価の方策

各目標値、サービスの見込量について、必要に応じてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、本計画の分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、本計画の変更や事業の見直し等を行います。

本計画について「PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検、Action：見直し）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

3. 近隣市町等と連携した取り組みの推進

障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等多くの地域関係団体の協力・連携のもと、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

計画の見込み数値や事業所の指定などについては、滋賀県と必要な調整を図り、本計画が円滑に進むよう取り組みます。

また、本計画の策定を通じて、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策等、抜本的な就労支援施策の構築・具体化をはじめ、訪問系サービスの実績に応じた国庫負担の仕組みに改めることや、利用者や事業者の実情を踏まえて日中系・居住系サービスの基準・報酬などを設定していくこと、さらには障がいのある人のサービス利用が抑制されることのないよう適切な方策を講じることなど、数多くの課題が山積しています。

このような障がい者福祉施策の充実や制度の見直し等について、近隣市町や滋賀県と協力・連携し、積極的に国に対し提言や要望を行っていきます。

第5期日野町障がい福祉計画

(第1期日野町障がい児福祉計画)

平成30年3月発行
発行・発行 日野町

〒529-1698

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

TEL 0748-52-1211 (代表)

FAX 0748-52-0089

ホームページ

<http://shiga-hino.lg.jp/>

E-mail

fukusi@town.shiga-hino.lg.jp